



鳥取県公報

令和5年12月15日（金）
号外第96号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
 (8) (地域課) 2

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月15日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

鳥取県公安委員会規則第8号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|------------------------------------|-------|------------------|---|------------------------------------|-------|------------------|---|
| 別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表 | | | | 別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表 | | | |
| 警察署 | 名称 | 位置 | 所管区 | 警察署 | 名称 | 位置 | 所管区 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鳥取県 | 略 | | | 鳥取県 | 略 | | |
| 米子警察署 | 淀江駐在所 | 米子市 淀江町 西原 | 米子市のうち淀江町今津、淀江町淀江、淀江町西原、淀江町福岡、淀江町稲吉、淀江町高井谷、淀江町中西尾、淀江町本宮、淀江町西尾原、淀江町富繁、淀江町福井、淀江町福頼、淀江町平岡、淀江町佐陀、淀江町中間及び淀江町小波 | 米子警察署 | 西原駐在所 | 米子市 淀江町 西原 | 米子市のうち淀江町西原、淀江町佐陀、淀江町中間及び淀江町小波 |
| | | | | | 淀江駐在所 | 米子市 淀江町 淀江 | 米子市のうち淀江町今津、淀江町淀江、淀江町福岡、淀江町稲吉、淀江町高井谷、淀江町中西尾、淀江町本宮、淀江町西尾原、淀江町富繁、淀江町福井、淀江町福頼及び淀江町平岡 |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、令和5年12月18日から施行する。